

最高裁秘書第2258号

令和元年5月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月28日付け（同年3月1日受付、最高裁秘書第1116号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成20会計年度における協議会等開催計画（片面で8枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(別紙第2)  
事務総局会議資料  
(2月26日開催)

平成20会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

| 番号 | 種 別                 | 開催時期  | 会期 | 協 議 事 項                           | 協 議 員 等                        | 総人員 | 所管<br>局課   |
|----|---------------------|-------|----|-----------------------------------|--------------------------------|-----|------------|
| 1  | 長官、所長会同             | 6月    | 2日 | 当面の司法行政上の諸問題                      | 高裁長官、地裁・家裁所長                   | 84人 | 総務局        |
| 2  | 長官事務打合せ             | 11月   | 2日 | 司法行政上の諸問題                         | 高裁長官                           | 8人  | 総務局        |
| 3  | 長官事務打合せ             | 随時    | 1日 | 司法行政上の諸問題                         | 高裁長官                           | 8人  | 総務局        |
| 4  | 高裁総務課長等事務打合せ        | 11月   | 1日 | 総務事務全般の連絡協議                       | 高裁総務課長、同課課長補佐各1人               | 16人 | 総務局        |
| 5  | 高裁首席書記官事務打合せ        | 7月    | 1日 | 書記官事務全般の連絡協議                      | 高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官各1人         | 16人 | 総務局        |
| 6  | 人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長) | 5月    | 2日 | 人事行政等事務全般の連絡協議                    | 高裁事務局次長                        | 8人  | 人事局        |
| 7  | 人事事務打合せ(高裁人事課長)     | 10月   | 2日 | 人事行政事務全般の連絡協議                     | 高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人 | 16人 | 人事局        |
| 8  | 人事事務打合せ(高裁人事課長)     | 2月    | 2日 | 人事行政事務全般の連絡協議                     | 高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人 | 16人 | 人事局        |
| 9  | 経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長) | 9月    | 2日 | 経理行政事務全般の連絡協議                     | 高裁事務局次長                        | 8人  | 経理局        |
| 10 | 経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長) | 2月    | 2日 | 経理行政事務全般の連絡協議                     | 高裁事務局次長                        | 8人  | 経理局        |
| 11 | 経理事務打合せ(高裁会計課長)     | 10月   | 1日 | 経理行政事務全般の連絡協議                     | 高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のいずれか1人   | 16人 | 経理局        |
| 12 | 経理事務打合せ(高裁会計課長)     | 2月    | 2日 | 経理行政事務全般の連絡協議                     | 高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のいずれか1人   | 16人 | 経理局        |
| 13 | 調停委員協議会及び調停委員表彰式    | 10月下旬 | 1日 | 1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項<br>2 最高裁長官表彰 | 民事調停委員、家事調停委員                  | 58人 | 民事局<br>家庭局 |

|    |                      |            |      |  |  |     |     |
|----|----------------------|------------|------|--|--|-----|-----|
| 14 | 民事事件担当裁判官等事務打合せ      | 7月上旬<br>ころ | 1日   | 1 損害賠償命令制度並びに付添い、追ついの措置及びビデオリンク方式による尋問の運用に関する考慮すべき事項<br>2 これから民事訴訟の運営に関する考慮すべき事項                     | 高裁所在地にある各地裁、横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各地裁並びに各高裁（東京及び大阪を除く。）管内の地裁（高裁所在地にあるものを除く。）各1府の民事事件を担当する裁判官各1人上記各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人  | 38人 | 民事局 |
| 15 | 倒産事件担当裁判官等事務打合せ      | 9月上旬<br>ころ | 1日   | 1 大型事件をはじめとする企業倒産事件の適切な処理を図るために方策<br>2 その他倒産事件の処理に関する考慮すべき事項   | 高裁所在地にある各地裁並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各地裁の倒産事件を担当する裁判官各1人（東京は2人）<br>上記各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人   | 27人 | 民事局 |
| 16 | 簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ | 12月中旬ころ    | 1日   | 1 簡易裁判所の訴訟手続の本来の機能を活性化するための方策等<br>2 貸金業関係事件の大量かつ集中的提起に対し、効率的な事件処理を図るために方策<br>3 調停の利用を推進し、活性化するための方策等 | 高裁所在地にある各簡裁並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各簡裁の民事事件を担当する裁判官各1人（東京及び大阪各簡裁は各2人）<br>上記簡裁を管轄する地裁（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く。）の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人並びに東京簡裁民事首席書記官及び大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡裁首席書記官1人 | 28人 | 民事局 |
| 17 | 刑事事件担当裁判官協議会         | 9月ころ       | 1日   | 刑事事件の処理に関する考慮すべき事項   | 高裁・地裁の裁判官（東京高裁は2人）   | 59人 | 刑事局 |
| 18 | 心神喪失者等医療観察法裁判官協議会    | 11月～翌年3月   | 0.5日 | 退院又は入院維続等の処遇事件の処理を巡り手続的及び実体的に問題となる事項等  | 指定入院医療機関所在地を中心とした地裁本庁の裁判官各1人及び精神保健判定医2人（対象庁は未定）  | 未定  | 刑事局 |

|    |                 |          |    |   |                              |     |     |
|----|-----------------|----------|----|---|------------------------------|-----|-----|
| 19 | 家事事件担当裁判官協議会    | 10月      | 1日 | 家事事件の処理に關し立法上及び運用上考慮すべき事項               | 東京・大阪高裁の裁判官、高裁所在地の家庭裁判所の裁判官等 | 18人 | 家庭局 |
| 20 | 少年事件担当裁判官協議会    | 10月～翌年2月 | 1日 | 少年事件における被害者等配慮制度等に關し考慮すべき事項             | 各家裁の裁判官                      | 50人 | 家庭局 |
| 21 | 首席家庭裁判所調査官事務打合せ | 5月       | 1日 | 高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項 | 高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官       | 8人  | 家庭局 |

## (ブロック協議会等)

| 番号 | 種 別                     | 開催時期            | 会期   | 協 議 事 項  | 協 議 員 等  | 総人員    | 所管<br>局課 |
|----|-------------------------|-----------------|------|--|--|--------|----------|
| 1  | 広報担当者協議会                | 未定              | 0.5日 | ①報道機関や一般国民に対し、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を開展する上で考慮すべき事項<br>②裁判員制度広報等について | 高裁の総務課長、同課長補佐及び広報担当係長並びに地裁、家裁の総務課長<br>(8高裁開催)  | 124人   | 広報課      |
| 2  | 刑事首席書記官協議会              | 1月～2月           | 1日   | 裁判員裁判及び犯罪被害者保護制度における書記官事務の在り方について首席書記官として考慮すべき事項                     | 高裁・地裁の刑事首席書記官各1人<br>(一部合同開催)<br>東京<br>名古屋(大阪、名古屋)<br>高松(広島、高松)<br>福岡<br>札幌(仙台、札幌)    | 58人    | 総務局      |
| 3  | 人事関係事務協議会               | 6月～7月           | 1日   | 人事事務の処理に關し考慮すべき事項  | 高裁事務局次長、高裁人事課長、地・家裁事務局長  | 116人   | 人事局      |
| 4  | 人事管理協議会                 | 9月              | 1日   | 人事管理上の諸問題  | 高裁事務局次長、高裁人事課長、地・家裁事務局次長   | 129人   | 人事局      |
| 5  | 経理関係事務協議会               | 6月～7月           | 0.5日 | 経理事務の処理に關し考慮すべき事項  | 高裁事務局次長、地裁・家裁事務局長、高裁会計課長   | 116人   | 経理局      |
| 6  | 会計課長協議会                 | 1月～2月           | 1日   | 予算の適正執行及び効率的執行に關し、考慮すべき事項  | 高裁・地裁・家裁の会計課長<br>(連合開催)<br>(開催地は未定)  | 61人    | 経理局      |
| 7  | 民事執行事件処理の適正迅速化方策に関する協議会 | 1月～2月           | 1日   | 執行裁判所、執行官及び評価人候補者の連携等により民事執行手続をより適正迅速に処理するための方策等                     | 高裁の民事首席書記官並びに各地裁の民事執行事件を担当する裁判官1人、民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人、総括執行官及び評価人候補者1人<br>(8高裁開催) | 208人   | 民事局      |
| 8  | 管財人等協議会                 | 各地裁で決定(9月～翌年3月) | 1日   | 倒産事件の管財事務等の処理に關し考慮すべき事項  | 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等   | 各地裁で決定 | 民事局      |

|    |                  |                    |       |   |   |           |            |
|----|------------------|--------------------|-------|---|---|-----------|------------|
| 9  | 簡易裁判所民事実務研究会     | 各地裁で決定（6月～翌年3月）    | 1日～2日 | 簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に關し実務上考慮すべき事項                                 | 簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員   | 各地裁で決定    | 民事局        |
| 10 | 新任民事調停委員研修会      | 各地裁で決定（原則として4月～7月） | 2日    | 民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得   | 新任民事調停委員  | 各地裁で決定    | 民事局        |
| 11 | 民事調停委員研究会        | 各地裁で決定（6月～翌年3月）    | 1日～2日 | 民事調停事件の処理につき必要な基礎的知識及び技術の習得                                     | 2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員   | 各地裁で決定    | 民事局        |
| 12 | 民事調停委員ケース研究会     | 各地裁で決定（6月～翌年3月）    | 1日～2日 | 民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得                             | 民事調停委員  | 各地裁で決定    | 民事局        |
| 13 | 調停運営協議会及び調停委員表彰式 | 各高裁で決定（9月～11月）     | 1日    | 1 民事・家事調停の運営に關し考慮すべき事項<br>2 高裁長官表彰                              | 各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員  | 155人      | 民事局<br>家庭局 |
| 14 | 鑑定委員協議会          | 開催する地裁で決定（6月～12月）  | 1日    | 借地非訟事件の処理に關し考慮すべき事項   | 東京及び大阪各地裁の鑑定委員  | 開催する地裁で決定 | 民事局        |
| 15 | 新任司法委員研修会        | 各地裁で決定（1月～3月）      | 0.5日  | 司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得  | 新任司法委員  | 各地裁で決定    | 民事局        |
| 16 | 司法委員研究会          | 各地裁で決定（6月～翌年3月）    | 1日～2日 | 司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得                                    | 司法委員  | 各地裁で決定    | 民事局        |
| 17 | 刑事事件担当裁判官協議会     | 5月～6月              | 1.5日  | 刑事事件の処理に關し考慮すべき事項   | 高裁・地裁の裁判官（連合開催）<br>東京（東京、名古屋）<br>大阪（大阪、高松）<br>福岡（広島、福岡）<br>札幌（仙台、札幌）            | 58人       | 刑事局        |
| 18 | 法廷通訳セミナーハイ       | 各高裁で決定（6月～翌年3月）    | 各2日   | 法廷通訳に必要な実践的知識・技能の習得（通訳人候補者が不足している言語の通訳人候補者で法廷通訳経験のない者又は少ない者を対象） | 通訳人候補者、法廷通訳経験者並びに高裁及び高裁所在地の地裁（ただし、東京、大阪各高裁管内のセミナーについては、高裁所在地の地裁に限らない。）の裁判官及び書記官 | 各高裁で決定    | 刑事局        |

|    |                                   |                              |      |   |   |        |            |
|----|-----------------------------------|------------------------------|------|---|---|--------|------------|
| 19 | 法廷通訳フォローアップセミナー                   | 各高裁で決定（9月～翌年3月）              | 各2日  | 否認事件等複雑困難な事件の通訳に必要な実践的知識・技能の習得（自白事件などそれほど複雑困難でない事件を難なく担当できる程度の者を対象）                                   | 通訳人候補者、法廷通訳経験者並びに高裁及び高裁所在地の地裁の裁判官及び書記官<br>(注) 高裁6庁（広島・高松、札幌・仙台は共催）            | 各高裁で決定 | 刑事局        |
| 20 | 刑事鑑定研究会                           | 各地裁で決定（6月～翌年3月）              | 0.5日 | 刑事事件の鑑定を巡る諸問題   | 学識経験者並びに各主催庁の裁判官及び書記官<br>(注) 地裁50庁を予定   | 各地裁で決定 | 刑事局        |
| 21 | 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会                | 各地裁で決定（9月～翌年3月）              | 1日   | 医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に關して考慮すべき事項  | 精神保健判定医及び精神保健參與員候補者並びに地裁裁判官   | 各地裁で決定 | 刑事局        |
| 22 | 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会 | 各高裁で決定（6月～翌年3月）              | 0.5日 | 犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等   | 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員                     | 各高裁で決定 | 刑事局<br>家庭局 |
| 23 | 法廷通訳基礎研修                          | 各地裁で決定（4月～翌年3月）              | 各1日  | 法廷通訳に必要な実践的知識・技能の習得（通訳人候補者の数が多い言語の通訳人候補者等で法廷通訳経験のない者又は少ない者を対象）  | 通訳人候補者となることを希望し、かつ対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は、通訳人候補者、法廷通訳経験者並びに主催庁の裁判官及び書記官 | 各地裁で決定 | 刑事局        |
| 24 | 法廷通訳フォローアップセミナー（8高裁連合）            | 東京、大阪各高裁（予定）でそれぞれ決定（9月～翌年3月） | 各2日  | 否認事件等複雑困難な事件の通訳に必要な実践的知識・技能の習得（我が国において理解する者の数が極めて限られている言語の通訳人候補者で自白事件などそれほど複雑困難でない事件を難なく担当できる程度の者を対象） | 通訳人候補者、法廷通訳経験者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官（予定）                              | 各高裁で決定 | 刑事局        |
| 25 | 労働審判員研修会                          | 各地裁で決定（4月～6月）                | 1日   | 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得   | 新任労働審判員   | 各地裁で決定 | 行政局        |

|    |                      |                    |       |  |   |            |     |
|----|----------------------|--------------------|-------|--|---|------------|-----|
| 26 | 労働審判員研究会             | 各地裁で決定（1月～3月）      | 0.5日  | 労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得                        | 労働審判員   | 各地裁で決定     | 行政局 |
| 27 | 知的財産権訴訟研究会           | 10月                | 0.5日  | 知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題                      | 知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京地裁及び大阪地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官<br>(注)主催は知財高裁  | 22人        | 行政局 |
| 28 | 知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会 | 12月                | 0.5日  | 知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方                     | (1)知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官<br>(2)知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る）<br>(注)主催は知財高裁 | 知財高裁が定める人数 | 行政局 |
| 29 | 新任家事調停委員研修会          | 各家裁で決定（原則として4月～7月） | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得                      | 新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員  | 各家裁で決定     | 家庭局 |
| 30 | 家事調停委員研究会            | 各家裁で決定（6月～翌年3月）    | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得                      | 家事調停委員  | 各家裁で決定     | 家庭局 |
| 31 | 家事調停委員ケース研究会         | 各家裁で決定（6月～翌年3月）    | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得               | 家事調停委員  | 各家裁で決定     | 家庭局 |
| 32 | 家庭裁判所家事実務研究会         | 各家裁で決定（6月～翌年3月）    | 1日～2日 | 家事事件の処理に關し考慮すべき事項                            | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、參與員、家事調停委員  | 各家裁で決定     | 家庭局 |
| 33 | 家事関係機関との連絡協議会        | 各家裁で決定（5月～翌年3月）    | 1日～2日 | 家事事件の処理に關し、関係機関との協力関係を円滑かつ緊密なものとするために考慮すべき事項 | 家裁の裁判官、書記官及び家裁調査官等、福祉事務所職員、児童相談所職員、都道府県等の社会福祉関係部局職員、医療関係者等  | 各家裁で決定     | 家庭局 |

|     |                  |                          |       |   |  |        |     |
|-----|------------------|--------------------------|-------|---|--|--------|-----|
| 3 4 | 少年保護関係機関等との連絡協議会 | 開催自体も各家裁で決定<br>(5月～翌年3月) | 1日～3日 | 少年事件の取扱い上連絡調整を要する事項   | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係機関の職員の中から、協議事項、各庁の実情等を考慮して選定                | 各家裁で決定 | 家庭局 |
| 3 5 | 新任参与員研修会         | 各家裁で決定<br>(1月～3月)        | 1日～2日 | 家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得                                 | 新任参与員又はこれに準じる参与員   | 各家裁で決定 | 家庭局 |
| 3 6 | 参与員研究会           | 各家裁で決定<br>(6月～翌年3月)      | 1日～2日 | 家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得                                 | 参与員  | 各家裁で決定 | 家庭局 |
| 3 7 | 首席家庭裁判所調査官協議会    | 1月～2月                    | 1日    | 1 家庭裁判所調査官の調査事務等に<br>関し考慮すべき事項<br>2 首席家庭裁判所調査官の執務に<br>関し考慮すべき事項 | 首席家庭裁判所調査官<br>(一部合同開催)<br>東京(東京、札幌)<br>大阪(大阪、仙台)<br>名古屋(名古屋、広島)<br>福岡(福岡、高松) | 50人    | 家庭局 |